

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 鳥取県地方労務委員会事務局組織規程の一部改正
- ◇告示 鳥取県会計規則の一部改正
保安施設地区予定地の設定
造林地の指定
- ◇叙任及び辞令 田中武志外
- ◇正誤 昭和二十七年一月十一日鳥取県規則第一号中
訂正

規 則

鳥取県地方労務委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第八十号

鳥取県地方労務委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県地方労務委員会事務局組織規程（昭和二十七年十二月鳥取県規則第百号）の一部を次のように改正する。
第二条中「鳥取県地方労務委員会事務局」の下に「以下「事務局」という。」を加える。

第三条第一号中「の手続」を削り、同条第三号中「手続」を削る。

第四条の次に次の二条を加える。

（職員）

第五条 事務局に鳥取県地方労務委員会々長（以下「会長」という。）の同意を得て知事が任命する事務局長、課長及びその他の職員を置く。

（事務局長）

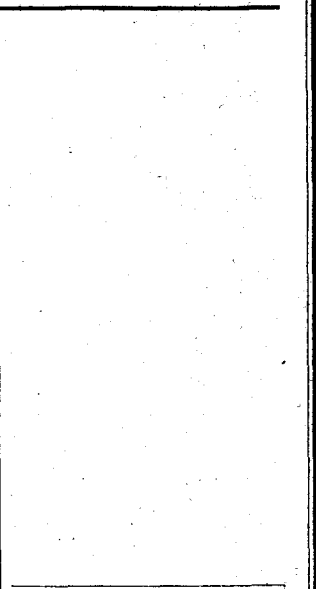
第六条 事務局長は、鳥取県地方労務委員会の権限に属する事項については会長の、知事の権限に属する事項については知事の命を受け職員を指揮監督し事務局の事務を処理する。

第五条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。
 (事務代決)
 第八条 事務局長に事故があるときは、あらかじめ事務局長が指定した課長がその事務を代決する。
 2 前項の規定により代決した事項は、遅滞なく後開を受けなければならない。但し定例又は軽易なものに付してはこの限りでない。

(専決事項)
 第九条 知事の権限に属する事項のうち事務局長及び課長の専決事項は、別表のとおりとする。
 第六条を第十条とする。
 附 則
 この規則は、昭和二十八年十二月一日から施行する。

- | 事務局長 専決事項 |
|---|
| 一 課長の出張、休暇及び超過勤務
二 処務細則の制定
三 局内予算の執行
四 例規による公示、公告及び広告
五 各種講習、研修、講演及び講話会の開催並びにその講師の囑託
六 課長の報告書又は復命書の処理
七 通知、申請、協議、照会、回答、報告及び進達
八 その他定例の事項で軽易なもの |

- | 課長 専決事項 |
|---|
| 一 課内職員の事務分担の決定
二 課内職員の出張、休暇及び超過勤務
三 法令又は条規規則その他の規程による台帳の調整及び備付
四 軽易な報告書、復命書並びに届書の処理及び進達
五 講習及び研修の修了証書並びに合格証書の付与
六 軽易な行政資料の収集
七 軽易な申請、照会、督促、回答、報告、通知及び符せん返戻
(前各号の外) |



- 総務課長の専決事項
- 八 職員の出直
 - 九 請求書及び前渡金支払関係書類の整理
 - 十 局内必需物品の請求及び返納
 - 十一 市外通話の承認
 - 十二 法令又は条規規則等の規定による軽易な予算執行手続並びに給料、旅費、手当、費用弁償その他給与の支出

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第八十一号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「公安委員会」の下に「及び労務委員会事務局」を加える。

第四百一条中「及び公安委員会」を「、公安委員会」

及び労務委員会事務局」に改める。

第二百五五条中「若しくは公安委員会」を「、公安委員会若しくは労務委員会事務局」に改める。

第二百八条中「公安委員会」の下に「労務委員会事務局」を加える。

様式第六十五号を次のように改める。

品名	品目	品番	数量	単位	備考
物品取扱主任					
氏名					
職名					
課長					
事由					
場所					
取					
年月日					

鳥取県告示第五百六号

造林臨時措置法(昭和二十五年法律第五百十号)第十条の規定により次のとおり造林地を指定した。

昭和二十八年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

番号	造林地の所在	地目	地積	造林地指定年月日	備考
1	日野郡日野上村大字生山字板井谷三〇〇ノ一	山林	一〇〇町歩		北越製紙株式会社
三二二、三三三ノ一、六二五ノ一ノ八、六二六					

同	同	同	五〇七ノ一六	、四三二	、〇〇〇	、〇〇〇	同	同
同	同	同	二九八	、七、一〇	、〇〇〇	、〇〇〇	同	同

施業要件

水源かん養のため指定予定のもの

- 一、植栽木に被害を与える立木の外伐採を禁ずる。
- 一、植栽木の保護撫育に努めなければならない。
- 土砂崩壊防備及び土砂流出防備のため指定予定のもの
- 一、落葉、下草、土砂及び石礫の採取を禁ずる。
- 一、植栽木の伐採を禁ずる。

八頭	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
船岡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
見嶺中	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
畑ヶ谷	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	五〇六	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一
	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二
	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四
	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六
	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六	一〇七	一〇八
	一〇九	一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九	一二〇	一二一	一二二	一二三	一二四	一二五	一二六	一二七	一二八	一二九	一三〇
	一三一	一三二	一三三	一三四	一三五	一三六	一三七	一三八	一三九	一四〇	一四一	一四二	一四三	一四四	一四五	一四六	一四七	一四八	一四九	一五〇	一五一	一五二
	一五三	一五四	一五五	一五六	一五七	一五八	一五九	一六〇	一六一	一六二	一六三	一六四	一六五	一六六	一六七	一六八	一六九	一七〇	一七一	一七二	一七三	一七四
	一七五	一七六	一七七	一七八	一七九	一八〇	一八一	一八二	一八三	一八四	一八五	一八六	一八七	一八八	一八九	一九〇	一九一	一九二	一九三	一九四	一九五	一九六
	一九七	一九八	一九九	二〇〇	二〇一	二〇二	二〇三	二〇四	二〇五	二〇六	二〇七	二〇八	二〇九	二一〇	二一一	二一二	二一三	二一四	二一五	二一六	二一七	二一八
	二一九	二二〇	二二一	二二二	二二三	二二四	二二五	二二六	二二七	二二八	二二九	二三〇	二三一	二三二	二三三	二三四	二三五	二三六	二三七	二三八	二三九	二四〇
	二四一	二四二	二四三	二四四	二四五	二四六	二四七	二四八	二四九	二五〇	二五一	二五二	二五三	二五四	二五五	二五六	二五七	二五八	二五九	二六〇	二六一	二六二
	二六三	二六四	二六五	二六六	二六七	二六八	二六九	二七〇	二七一	二七二	二七三	二七四	二七五	二七六	二七七	二七八	二七九	二八〇	二八一	二八二	二八三	二八四
	二八五	二八六	二八七	二八八	二八九	二九〇	二九一	二九二	二九三	二九四	二九五	二九六	二九七	二九八	二九九	三〇〇	三〇一	三〇二	三〇三	三〇四	三〇五	三〇六
	三〇七	三〇八	三〇九	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇
	三一一	三一二	三二三	三二四	三二五	三二六	三二七	三二八	三二九	三三〇	三三一	三三二	三三三	三三四	三三五	三三六	三三七	三三八	三三九	三四〇	三四一	三四二
	三四三	三四四	三四五	三四六	三四七	三四八	三四九	三五〇	三五一	三五二	三五三	三五四	三五五	三五六	三五七	三五八	三五九	三六〇	三六一	三六二	三六三	三六四
	三六五	三六六	三六七	三六八	三六九	三七〇	三七一	三七二	三七三	三七四	三七五	三七六	三七七	三八〇	三八一	三八二	三八三	三八四	三八五	三八六	三八七	三八八
	三八九	三九〇	三九一	三九二	三九三	三九四	三九五	三九六	三九七	三九八	三九九	四〇〇	四〇一	四〇二	四〇三	四〇四	四〇五	四〇六	四〇七	四〇八	四〇九	四一〇
	四一一	四一二	四一三	四一四	四一五	四一六	四一七	四一八	四一九	四二〇	四二一	四二二	四二三	四二四	四二五	四二六	四二七	四二八	四二九	四三〇	四三一	四三二
	四三三	四三四	四三五	四三六	四三七	四三八	四三九	四四〇	四四一	四四二	四四三	四四四	四四五	四四六	四四七	四四八	四四九	四五〇	四五一	四五二	四五三	四五四
	四五五	四五六	四五七	四五八	四九九	五〇〇	五〇一	五〇二	五〇三	五〇四	五〇五	五〇六	五〇七	五〇八	五〇九	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇
	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇	五一〇

二箇年

- | | | | |
|---|---------------------|-------|---------------|
| 1 | 八頭郡散岐村大字山上字三反田九四四ノ一 | 一反五畝歩 | 竹内 菊雄 |
| 2 | 水根字石堂五九一ノ二 | 二反歩 | 倉持 久平 |
| 3 | 東豊実九一〇 | 〃 | 前田 隆 |
| 4 | 八日市字若桑谷一六四八ノ三 | 〃 | 山本 房藏 |
| 5 | 山上字日ノ平一二二〇ノ三 | 二反五畝歩 | 小谷 友藏 |
| 6 | 水根字東荒倉奥一二二一ノ内第一 | 〃 | 前田 栄 |
| 1 | 河原町大字布袋字細谷八七五ノ二 | 四反歩 | 布袋部落代表 森本一郎 |
| 2 | 狼谷八九二ノ二 | 二反五畝歩 | 〃 |
| 3 | 長瀬字長瀬山八五六ノ内 | 原野 | 部落代表 萩原央治 |
| 1 | 八上村大字曳田字場ケナル一、三七一 | 〃 | 八上村 |
| 2 | 天神原字本谷八〇七 | 一〇町歩 | 〃 |
| 1 | 国英村大字高福字表平七六五 | 二反歩 | 高津原部落代表 梶川昭二郎 |
| 2 | 釜口字大鳴奥一、六八八 | 原野 | 小原 幸貞 |
| 3 | 郷原字味喰桶谷四〇七 | 山林 | 藤原 豊明 |
| 4 | 大字片山字大グルミ九三二ノ一 | 原野 | 部落代表 谷 健一 |
| 1 | 岩美郡津ノ井村大字桂木字大芝四二七 | 八反一畝歩 | 山田 信治 |

叙任及び辞令

田 中 武 志

鳥取県教育委員会事務局職員に任命する。

三級に叙する。

社会教育主事に補する。

七級八号給を給する。

日野支所勤務を命ずる。

昭和二十八年十一月十六日

鳥取県教育委員会 藤 井 貞

東伯郡三朝町教育長代理に任命する。

昭和二十八年十一月一日

鳥取県教育委員会

正 誤

昭和二十七年一月十一日鳥取県規則第一号中誤植がある

ので、次のとおり訂正する。

頁 段 行 誤

四 三 三ノ四 国有財産

果有財産

正

